

武豊町森林整備計画変更計画書 (案)

計画期間

自	令和 8 年 4 月	1 日
至	令和 18 年 3 月	31 日

(2026 年 4 月 1 日 変更)

愛知県
武豊町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・1

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項・・・2

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項・・・15

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除等及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・17

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項・・・17

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は知多半島の東側中央部、衣浦湾沿岸に位置し、標高は最も高いところでも海拔83.7mとなだらかな地形である。気候は温暖・少雨で年間平均気温は17℃程度、年間降水量は1,400mm程度である。総面積は2,591ha、うち森林面積は約9.9%の259ha(地域森林整備計画対象森林244ha、対象外森林は17ha)で、植生は本来暖帯に属し暖地性のヤブツバキやクロマツ・アカマツ・コナラなどの二次林や竹林となっている。

このような森林の現状から、木材生産を目的とした森林経営は行われておらず、森林の多くが放置された状態にある。そのような中で一部の森林については、住民のふれあいの場としての活用が期待されており、町南部の森林に覆われた丘陵地一体にある武豊町自然公園と別曾池周辺エリアは、地域住民の憩いの場となっている。

また、南部には武豊町総合公園の整備も計画されており、余暇活動が行えるレクリエーションゾーンとして期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進する。

森林の主な機能を、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能からなる公益的機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

イ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、保全等を推進することとする。

公益的機能向上の観点から、森林の状況を随時把握し必要に応じて適正な伐採および造林を行うものとする。また、地元の住民に対する森林保全意識の啓発を図るためにも、地域住民参加型の施業を行えるよう、関係各方面と調整をとるよう努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

区域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
町内全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

（2）伐採の方法

育成単層林施業については、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

（a）択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。

（b）漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の

規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

- (c) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

天然生林施業については、(b)の留意事項によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意すること。

また、集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により実施する。

(3) 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な林齢で伐採する。

樹 種	標準的な施業体系		主伐時期 の目安 (年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 10 条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	有用広葉樹の中から土壌・気象条件に適したものを選定

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、地域の要望を考慮し、少花粉スギ等の花粉が少ない苗木の剪定に努める。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の種類別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
ヒ ノ キ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マ ツ 類	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
広 葉 樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は、本町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地 拵 えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。
植付けの方法・時期	生産目的に応じて、森林の自然条件に適した健全な苗木を、正方形植え又は等高線に沿った筋植えを標準とし、適期(通常は春または秋)に植えつける。

植栽は、自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。低コスト造林として、1,000～2,000 本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を

行うものとする。ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、別添の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		
広葉樹	クヌギ・コナラ等の有用広葉樹	
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹 高	胸 高 直 径	ヘクタール当たり本数
30cm 以上 1.3m未 満		10,000
1.3m以上	4cm未 満	6,700
	4～5cm	6,000
	5～6cm	5,200
	6cm以上	4,400

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(ア) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は一箇所。1ha以上の場合は、1haにつき一箇所設定する。

(イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

天然更新の完了基準

更新完了の標準的な判断基準	(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、前表アで示す期待成立本数の10分の3を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できなおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
---------------	---

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(2)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に10分の3以上となるよう植栽するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

(3) その他必要な事項

松くい虫被害森林については、早期に人工造林による復旧を図るものとするが、天然更新の活用も図る。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本/ha とする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000 本/ha 以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 育成単層林

林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰返し期間により行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採効率的な施業の実施を図る。

(ア) 間伐の基準

樹種、地位及び生産目標等により異なるが、現在の立木密度、林齢及び成長の度合等を考慮し、伐採後おおむね5年で樹冠疎密度が10分の8以上に回復するように定めるものとする。

標準的には概ね下表のとおりとする。

樹種	間伐率 (材積)	実施時期	繰返し期間	伐採までの 実施回数	最終間伐の 期間
スギ	12～ 35%	標準伐期齢 未満	5～15 年	2～4回	主伐予定の 10 年以前
		標準伐期齢 以上	10～20 年	適宜	
ヒノキ	12～ 35%	標準伐期齢 未満	5～15 年	2～4回	
		標準伐期齢 以上	10～20 年	適宜	

注) 間伐の開始時期は概ね4齢級とする。

(イ)間伐を早急に実施する必要のある森林

間伐が遅れているために、成長が著しく阻害されている森林、並びに病虫害の発生、気象災害等の被害が現に発生しているか、又は発生するおそれのある森林とする。

イ 育成複層林

各層の生育状況等に応じて適期に間伐を行う。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

区分	主な樹種	実施時期	実施回数	摘要
下刈	スギ・ヒノキ	6～7月（～9月）	5～7回※	雑草木の繁茂が著しい場合は、2回刈を行う。
	マツ類		4～5回	
つる切	スギ・ヒノキ	6～7月	2～4回	つる類が繁茂が著しい場合、下刈終了後、除伐までの期間に行う。
	マツ類		1～2回	
除伐	スギ・ヒノキ・マツ類	6～8月	1～2回	下刈終了後、間伐までの期間に行う。繰返しは3～5年とする。
枝打	スギ・ヒノキ	11～3月	2～4回	繰返しは、3～5年とする。

※目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等により判断し、下刈り回数を5回未満にすることも可能。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし。

イ 森林施業の方法

該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1のとおりとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を下表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
町内全域	80年	90年	80年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 森林施業の方法

該当なし。

別表1

区分	森林の区域	面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4林班、13林班	78.85ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班、2林班、3林班、5林班(墓苑整備地域を除く)、6林班、7林班、8林班、9林班、10林班、11林班、12林班	164.88ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表2

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林		1林班～13林班	243.73ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(ア)共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体などへの共同委託により実施する。

(イ)作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。

(ウ)共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。

また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保、女性等の活躍・定着に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防とその他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、樹幹注入、特別伐倒駆除等の施策により、被害の早急な終息を目指す。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護 管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業 経営体及び森林所有者等が協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施
- (3) 防火用水の整備
- (4) 予防機材等の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施しようとする者は、武豊町火入れに関する条例(以下「火入れ条例」という。)の規定に基づき申請するものとする。

なお、火入れの方法・期間等にあっても火入れ条例の規定によるものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく規則

区域名	林班	区域面積
武豊地区	7～13	87.62ha
富貴地区	1～6	156.11ha

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

該当なし。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 盛土等に伴う災害の防止

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。